

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えっそれでは、一般質問を行います。

今回えー、三つありますが、えーまあ、先ほども小梅議員からもありましたが、共通するのは江差町の抱えている、ま、色んな課題ありますが、特に高齢者、障がい者、またその中にも精神の方もいらっしゃいます。そういう大変、国の制度との関連の中で、江差町としてどこまで出来るのか。ま、そういう観点で、えー改めて三つお聞きしたいと思います。

えっまず最初に、介護保険関係であります。この間、この2年ぐらい、私、介護保険の問題、えー何回か取り上げて参りました。

介護保険制度は、国の一定の指針のもとに3年おきに、かなり詳しい、相当大変な業務量に関わる介護保険の関係の計画が作られます。で、その大前提には、国がもっと先に、4年5年かけて制度設計を見直す。場合によっては、法律そのものを変えて制度設計を大きく変えて行く。こういう事を繰り返しておりますが、この間、何回かの一般質問でも言ってきましたが、いよいよ今回の改正で、色んな国がゆってきた、国の立場で言うと、改正しなければならない。

まあ、私も既に高齢者。実態としても、色んな医療などのサービスも受けている立場からすると、いよいよサービスを受けられなくなるのではないかな。制限されるのではないかな。そういう事が具体的に今、国の方で法改正も含めて進められて来ている。ま、そういう実態だと私は前提として考えております。

ま、その上で、今回1問目として、介護保険の問題をお聞きする訳ですが、まず一つ目。

先ほど言いましたが、国の、今、まさしく国会で、衆議院を通過して参議院で、今、審議されて、もうそろそろでしょうかね。その国の介護保険制度の改革に対して、この間何度も町長とやり取りさせて頂きましたが、改めて、現時点での町長の基本認識をまず聞きたいと思います。

もう少し詳しく言いますと、今回、国会で審議されているのは、法律の名前としては、社会福祉法等の一部改正案と言う事になっておりますが、その中に全部、介護保険から色んな、介護に関わる問題、えー含めて、まあ、まるめとよく言いますけれども、一本の法案で出されておりますが、中身的には、まっ少し分かり易く言うと、今まで全国一律で給付してきた社会保険の原則。沖縄でも東京でも、この江差でも基本は一律の給付。もうそういう社会保障の原則を大きく転換して地域格差、東京は東京、札幌は札幌、江差は江差。そう言う、ちき、地域格差を導入する、認める。そういう法律の案になっております。

ま、いわば公的介護保険制度を大きく変えるものとなっております。

もうちょっと言いますと、よく言われておりますが、こういう江差町の地域、中山間地域とか、更には、先程来、論議も、こ、こ、この場でもなっておりますが、人口減少地域、そこを国として、まあ国と言いましても実務的には厚生労働省が、今、細かい事を進めようとしているんですが、その地域を特定地域サービスと言うものを新設して、これまで、まっ訪問介護、ヘルパーさんですね。ま、そういう在宅サービス。それから、さっきちょっと施設の話出ましたけれども、特別養護老人ホームなどの施設の人員の配置基準が緩和されて、とても、そういう人員は確保出来ないと。必要な介護職員は置けないと困難になっている。それを改善しないで、そのまんま必要な職員は置かなくてもいい、それを追認する法案となっております。

で、もっと深刻なのは、この間、私もこの議会でも色々サービスの話、事業者の話はしてきましたが、他の地域でも既に発生しておりますが、民間業者がヘルプサービスとか、その業者がもうやってけないと言う事で撤退して、先ほど言った基準緩和のサービス、それすら提供出来ないと。そういう過疎地域においては、特定地域居宅サービス等事業という新しいものを創設して、で、ここが大事な問題なんです、要介護1から5の認定者に対する在宅サービスの保険給付を外す。

市町村が行う現行でも、要支援1、2が、まあ地域支援事業の総合事業というのがあるんですけれども、そういうふうに要介護1から5までも、しようとしてるのが今の法律改正案に入っております。

で、改めて、改めてですが、もしかしたら、今回の計画にはなくても、いずれはそうなるかもしれない江差町。そういう事っちゅうの私、止めなければならぬと思うんですが、改めて今の介護保険制度の点について、町長、本来の役割、どのように認識しているのか。

また今回の制度改正をどのように受け止めているのか、この事についてまず、えー(1)としてお聞きしたいと思います。

でーもう一つ、次に、問題は、個別の問題。

えー来年、計画を作る、つまり今進めると言う事です。来年の計画、今、進めるんです。それが第、えー10期目の計画なんです。もう今まさしく現場では動いております。国からも、えーこれがどんどんどんどん、細かい指示が出てきますが、今どのように、どのような経過で議論されているかと言う事をちょっと聞きたいと思います。

先ほど言った中山間人口減少地域等として、江差町は、どこに入ろうとしているの。国は三つ、一般市町村とか、まっ大都市。えー、で、その地域の分類に基づいて、えーそれぞれ地域のサービス提供に係る課題がどうなんだって、関係者の間で議論して、これからのサービスの提供、今後どうなるのか、早急に検討しなければならない。まっ、そういう事に今、なっていると思うんです。

えーどのような江差町として経過があって議論しているのかちょっとお聞きしたい、お聞きしたいと思います。

この点で三つ目なんですけれども、私もこの半年と言っていいか1年と言うか、まっ直接、相談などもあって、えっ日々実感している問題なんです、国でも今、大きく法律の中に取り込もうとしているのが、身寄りのない高齢者と言う事をよく聞きますが、もうち

よっと、身寄りがいても、身寄りがいても頼れる、頼れる身寄りがいない。そばにいるけれども、色んなことで困った人を助けてくれる、そういう身寄りがいないという高齢者の問題について、国は今回かなり突っ込んだ法案設計になっております。

その頼れる身寄りがいない高齢者に対する問題。まあこれも、この間、これまでも判断能力が無いとかですね、不十分だとか言う人たちに対しても、色々せ、制度設計はあったんですが、今度、頼れる身寄りがいない人、もう私は、本当に地域にたくさんそういう方々いらっしゃると思うんですけれども、そういう方々に対して、日常生活の支援、円滑な入院、退院などの手続き、これ本当に大変です。そういうことを支援するとか。高齢者が、一人暮らしの方が死亡した後、この後処理。大変な事業、事務がありますが、そのことも支援して行こう、こういう法案の中身になっています。

ま、具体的に言うと、町とか、まあ包括支援センターですね。社会福祉協議会。これが関連した中で、まあ果たして行くという役割が今後出てきます。

まっ法施行は、2年後3年後と言う事になると思うんですが、町としても、事業実施に向けて体制を図るべきと思いますが如何でしょうか。以上3点について、町長に、いーお尋ねしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー小野寺議員の1問目。介護保険高齢者施策についてのご質問の1点目、国の介護保険制度改革に対する町長の基本認識についてのご質問にお答え致します。

介護保険制度は、社会全体で支え合う仕組みとして創設された社会保険制度であり、介護を必要とする方が、その状況、状態に応じて必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援する事が本来の役割であると認識しております。

国会で審議されている制度改革につきましては、介護人材不足が深刻化する人口減少社会において、必要なサービスを確保するための方策として提案されているものと認識している一方で、議員ご指摘の通り、サービス提供体制や保険給付のあり方に関する見直しを含む内容であることから、利用者が必要なサービスを受ける機会が損なわれる事がないか、また地域によってサービス水準に大きな差が生じることがないかといった点につきましては、十分な検証が必要であると考えております。

えっ今後の国会審議や制度設計の動向を注視するとともに、当町の実情や現場の声を踏まえながら、必要な介護サービスのあり方について検討して参りたいと考えております。

2点目の次期10期計画に向けての経過と議論についてのご質問でございます。

10期、えー第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たっては、令和9年度より施行される特定地域サービスや、国が示す対象地域区分の省令が策定中であり、えー当町が、その指定要件に該当するかどうかにつきましては、現時点で確定していない

ことから、一般市町村と同様のサービス提供体制を基本として計画の策定を進めております。

また、昨年度実施したアンケート、アンケート調査の結果を取りまとめ、本年5月22日に第1回介護保険事業計画策定委員会を開催し、えー調査結果の分析及び今後の課題について協議を行ったところです。

えー委員会では、高齢者は生まれ育った地域で暮らし続けることを望んでいることが確認されたほか、その実、実現に向けて、介護予防の充実が重要であるとの意見が出されております。

加えて当町におきましても、介護人材の確保や介護サービス提供体制の維持は重要な課題であり、介護よ、介護予防の推進と併せて取り組む必要があるものと認識しております。

今後につきましては、介護サービスの需要見込みや事業所の、え状況、人材確保の課題などを踏まえながら、引き続き策定委員会での協議を進め、当町の実情に即した第10期介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

えっ3点目、頼れる身寄りがない高齢者等への対応についてのご質問でございます。

高齢化や単身世帯の増加が進む中、今後ますます重要な課題になるものと認識しております。

法改正では日常生活における支援を初め、入院や施設入所時の各種手続き、更には、あっ死後事ご、死後事務に関する支援体制の整備が盛り込まれており、支援を必要とする方が安心して暮らしを送るこ、えっ生活を送ることが出来る環境作りをす、進めるものと受け止めております。

一方で本事業につきましては、第二種社会福祉事業として位置づけられ、国においては都道府県、えっ社会福祉協議会を中心とした実施体制が想定されているものと承知しております。

えっそのため現時点において、町が直接実施主体となることは、予定、えーされていないものと認識しておりますが、一方で議員ご指摘の通り、支援を必要とする方の把握や相談対応、関係機関との連携においては、町や、えー社会福祉協議会が果たす役割は重要になるものと考えております。

町と致しましては、今後示される制度の詳細や役割分担を注視するとともに、関係機関と連携を図りながら支援を必要とする方が適切なサービスに繋がる体制作りについて、検討して参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、えーと何点か再質問させていただきます。

えーっと、先ほどの町長の答弁、あの1問目で、えー町長の基本的な認識をお聞きしました。えー利用者が必要なサービスを受ける機会が、まあ損なわれることが無いよう、無いか。あと地域によってサービス水準に大きな差が生じることが無いか、まあそこをしっかりと江差町として見て行くと、まあ言う事がありました。是非、この第10期の中でやって頂きたいと思います。

それで、それを前提になんですが、まあ2番目、あー(2)(3)でちょっと、再質問を聞きたいんですが。

あの一、今後、江差町が、どういうふうに国の制度設計の中で、区域、えー中山間減、人口減少区域なのか、一般町村なのか、まあ大規模ちゅう事はありませんけれども、まあ、これは確かに町長おっしゃった通り、詳細これからです。えーですから、まあどういう基準、地域になるか、それは置いといても、問題は、私はこの地域、どう考えても十分にサービスが提供されているとか、まあそんな事はないです。

地域の実態を先ほど、まあ町長も答弁中でありましたが、えー現状をしっかりと調べて行くと言う事は本当に必要ですが、ちょっと私ここで再質問したいんですが、その現状の課題という観点ですね。えーまっ国でも論議になっておりますし、私、この地域でも本当に日々感じるんですが、まあ例えばですよ、よく、それぞれの訪問介護において、地域が狭いところで、高齢者がたくさんいるとこでしたら、その移動距離って言う事は本当に少なく済むかもしれませんが、地域が、まっ過疎、ぶ、地域、住宅が本当に離れているとするとどうしても利用者の移動が、もう時間が掛かる。そういう負担。これ業者に相当大きな部分があるんですが、例えばそういう事をしっかりと課題として論議しているのか。

それから、先ほどちょっと言いましたが、職員の確保。これも、それぞれ聞いた部分がありますが、本当に苦勞しております。職員確保。そのために、赤字の状態になっていないのかどうか。

それから、先ほどちょっと言いましたが、配置基準。えー国が示している配置基準を満たすために、その職員の確保が困難になっていないのか。まっこういう点について私、しっかりと、この江差町の事業者などとの論議も交えて行う必要あると思うんですが、まっこの点ちょっとどうなっているのか。まあ先ほどの、まあ答弁だけでは、ちょっと分かりませんでしたので、教えて頂ければなあと言うのが一つです。

で、もう一つ。えー(3)で、まあ言いました、頼れる身寄りがいない高齢者に対してですが、あの先ほど答弁頂きました。あの一是非、えー町、関係機関との連携体制作り、まあお願いしたいんですが、その中身について、ちょっとお聞きしたい事があります。

入退院が大変だとか、亡くなった方の後処理大変だ。これは一定程度、国の方で指針を示しながら社協等が、まあ受け皿で、まあ想定されている、まあ方向にきつと行くでしょう。

で、もう一つ、ちょっとお聞きしたい具体的に。町長答弁にありましたが、私も言いましたが、日常生活における支援。その頼れる身寄りが居ないし、高齢者に対する支援、日常生活という場合に、私どうしてもお聞きしたいのは、高齢者が病院に通院する場合、どうしても体の状態が悪かったら1人で通院出来ない。そういう場合どうしているのか。これまさしく、頼れる身寄りがいない高齢者の問題。それで今、現実的にどういうことをやっているかと言いますと、えーヘルパーさんの通院介助というのがあります。が、これ

も一定の制限があって、で一要支援１・２は、そもそも、さっき言いましたヘルパーさんの通院介助は出来ません。

で、現状をどうしてるかと言うと、多くは、お金を払って有料で介助をつけて、まあ病院通院、場合によっては、えー、もう医師の診察室まで入る、そういうこともやってたり。

あと、国で大きな今問題になっているケアマネさんなどのシャドウワークと言って、本来は、その人たちの仕事じゃないけれども、そういうケアマネさんなどに事実上頼っている。

で、こういう事も、今後、社協等が受け皿に想定される。そういう体制作りになるとすると、また、町も連携をするとすれば、高齢者の通院の時の困難性というのは、どういふふうになっているのかと言う事を、しっかり私は捉える必要があると思うんです。その点について、今どうなっているか。

それからもう一つ。もうちょっと突っ込んで言います。

残念ながら、今、私が言ったことについては、国は、先ほど言った、じ、対策中には入っていません。確か。私の認識では。ですから国は、それは放置なんですよ。そうすると、今、町民の中でも本当に困っている方々いらっしゃいます。私はシャドウワークをそのまま認めるということにならない。えーお金を払っていったら、それはまた負担になりますから、今、町、これからもやろうとしていますと思いますが、介護いじ、ほ介護保険事業の、まっ地域支援事業の中で、まっ総合事業。その総合事業の大きな枠の中では、先程来あった、まあネクストイノベーションの中での、まあ地域の助け合いと言うのが有るんですが、通院の方々の一定の支援を、例えばそういう総合事業などに取り、取り組む事が出来ないかどうか。是非、この事について、えー町の見解もお聞きしたいなと思います。以上です。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

(高齢あんしん課長)

えー小野寺議員の再質問、えー介護現場での課題に対して、えー事業者を、えっ交えて話し合うなど、町としての取り組みについてのご質問だったと思います。

えー町と致しましては、毎年、町内介護事業所１４ヶ所に対して、現状、待機者数、不足している職員数など、調査票を、えー配布し、記入して頂き、更に、えー聞き取りも実施しているところでございます。

えー議員ご指摘の通り、回答の中には、人員配置基準を満たしているが休暇の取得が難しいだとか、えー無資格者への資格取得支援を行っている事業所なども有る事が、えー実態として捉えております。えー議員おっしゃる通り、現場の声を聞くことで、介護保険、高齢者施策に対しての課題も見えて来る事から、えー聞き取り調査は引き続き行って行きたいと考えております。

えっ次に、えー小野寺議員の（３）の、えー再質問、１点目についてでございます。

えー通院時の院内介助やケアマネージャーによるシャドーワークの実態を捉えているのか、とのご質問で、だったと思います。

えー院内介助をサービスとして提供しております、えー訪問介護事業所は、町内2ヶ所ございます。えー本年5月時点で、院内介助のサービスを提供されている人じゅう、人数は、介護と障がいに合わせて約37名と確認しております。よう、要支援、よう、要支援1・2と判定された方や総合事業対象者などは、NPO法人の方のサービスを利用されている方も、えー介護保険サービスのほかに多数利用されていると認識しております。

えーそのほか、介護サービス等に繋がる前の方や、診察室に同席が、えー必要な方などは、議員ご指摘の通り、ケアマネージャーが、えー院内介助をする実態もございますが、その件数につきましては、実数として把握することは難しい状況にあります。

えー2点目、院内介助などを、えー介護保険事業の中の地域支援事業で取り組めないかというご質問につきましては、えっ今年度、総合事業という枠組みの中で、訪問型サービスBの項目を組み込むことを、えー想定して、新たな、えー枠組みを策定中でございます。

総合事業は、町独自のサービスとして実施可能でございますので、より実態に即したサービス内容を目指して、えー策定して参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願い致します。

(あい、わがったぞ。の声)

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、分かりました。あの是非、今、あの課長、お一答弁頂きました、えー具体的な方向で、えー取り組み、よろしく願いしたいなと思います。

次、えー一般質問の大きな2番目に移ります。

えー2番目、シルバーハウジングの入居について、と、ちょっと題名、書きましたが、も、これも、大きく言うと高齢者施策です。えー中によっては、介護保険等、まっ障がい等も含めたサービスを受けている。そういう方々の入居の問題であります。

えー具体的には、今回ちょっと、少し、細かいところに入って恐縮なんですけど、高齢者の実態がどういうことかと言う事で、ちょっとお聞きする訳ですが、シルバーハウジングに入居する際の課題であります。

まっ現在、シルバーハウジング入ってる方ではなくて、これから入居するという方について、ちょっと絞ってお聞きしたいと思うんですが。私、何回か、えーシルバーハウジングに、いー入居する相談、えっ、今ほ、江差町には北海道道営住宅にあるシルバーハウジング。それから江差町の町営住宅にあるシルバーハウジング。まっ二つと言いますか、二つの窓口あるんですけれども、まっ両方とも私関わって、えー何回か支援もした事もある

んですけれども。本当に手続きがもう困難です。まあ分かり易く言うと面倒くさいんです。でーそれに対して、やはり、シルバーハウジングという一定の高齢者、障がい持ってる方という特殊性から含めれば、やはり必要、支援が必要。で、じゃあ、どこが誰が支援するのかと言う事について、えーお聞きするものであります。

で、もうちょっと言いますと、まず最初の段階、住宅の申し込み。申し込みしたとしても、ペーパーだけでは入るって、どんな住宅なのか分かりませんから、ま、見学したいですね。その見学するのも、ちょっと、ゆるくないんですけれども。で、そのあと、シルバーハウジングには、もう絶対的に必要なんですけれども、緊急通報システムというものを付ける関係上、電話が無かったら駄目なんです。で、今、高齢者も結構ですね、固定電話を使わないで、スマホの持ってる方いらっしゃるんですけれども、スマホでは駄目なんです。固定電話が無かったら駄目なので、まあ結構それも、んーも経費的にはちょっと無駄といえば無駄なのかもしれませんが、そのエヌテーテー（正：NTT）に申し込み、申し込まなきゃならないんですが結構面倒くさいです。

などなどなど、で、最後は引っ越しです。引っ越しも簡単ではないです。江差町でやれるとしたらもう限られております。

などなど、こういう事について、ま、これまでは、まあ先ほど、まあ頼れる身寄りの方と言う事も含めて、に繋がる問題ですけれども、まあ親族、知人、隣近所の方々が援助して来たでしょう。しかし今、段々それが出来なくなって、先ほど言った、もう一連の手続き。最後の引っ越しも含めて、まあ引っ越した後の片付けもそうですけれども、これが本っ当に困難になって来てるんです。

で、引っ越しという問題はもちろん、シルバー以外の、まあ一般住宅の方、町営住宅道営住宅ありますが、私は今回このシルバーハウジングに限って質問致しますが。

つまり、まあ一定の高齢者、一定のリスクのある、まあ障がいだとか、ま、中には認知症の方とか、そういう方が入りますから。そうすると、当然、その手続き関係については、もう必然的にその困難性があります。で結局、シルバーハウジングの入った方に対しての一定のサービスは、町、まあ高齢あんしん課ですが、江差町がやります。道営住宅のシルバーハウジングも、もちろん、江差町の高齢あんしん課がシルバーハウジングとして、えーそのサービス、行ってやります。

じゃあ、その入居者について、先ほど言いました、色々入るのは大変だねという部分の支援。どこが、誰が、するのか。町として。

（「質問させねば駄目だ」の声）

（議長）

質問してますから。静かにして下さい。

「小野寺議員」

どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

（「駄目だってや、質問させねば」の声）

(「静かに」の声)

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、シルバーハウジングの入居についてのご質問にお答え致します。

えーご存知の通り町内には、道営住宅とちよ、町営、え、道営と町営のシルバーハウジングが円山地区に各1ヶ所、ありまして、え、道営は15戸、町営は9戸、計24戸が設置されております。ちゅお、町営住宅につきましては、江差中学校を向かえにある円山第4団地の一階部分、全てが位置づけられているところです。直近の入居状況につきましては、町営・道営いずれも空室なしという状況でございます。

えっご質問の内容が、シルバーハウジングの入居にあたっての事前手続きに関することでございますので、公営住宅及びシルバーハウジングの管理運営を所管する、うー、か、かと、かの、お一答弁とさせていただきます。

えー議員ご指摘の通り入居時における各種手続きや引っ越しに伴う困難さは、えー高齢化や単身世帯が増加する中で、円滑な入居が、入居を進める上で、えー大きな課題であると認識しております。

入居手続きに当たっては、申請者ご本人の努力やご家族もしくは担当ケアマネージャー等のご協力に委ねる部分が多く、周囲に頼れる方がいない入居希望者にとっては、ハードルが高いと感じられていることも事実上であると推察しています。

このため町と致しましては、こうした入居手続きの煩雑さによって入居を断念したり、新たな生活の立ち上げに支障を来したりすることのないよう、住宅の提供と生活支援の連動を適切に図っていく必要があると考えており、具体的には、入居決定段階での早期の課題把握。高齢安あんしん課を始めとする福祉部局への引き継ぎ。入居のしおりの簡素化、えー電話加入等の必要な手続きへの案内など、分かり易く丁寧な説明を心がけることはもちろんの事、手続き困難な入居者への支援体制を強化して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きますよう、よろしくお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの、なかなか大変かなあと。まああの一、担当課と言う、ま、町長おっしゃいましたが、まっ確かに、町営住宅の、まっシルバーですと、まあその部分は、少しは、少しは、出来るかなっちゅう部分があります。

じゃあ道営住宅も含めて、その先ほど言ったという部分は、その入居のし、申し込み云々かんぬんは、全部その、ど、道ですのですね。道の指定管理者という事ですから、まあなかなかゆるく無いなって、まあ聞いたんですが。えーまあ私も正直、どうしたらいいのと言う事について含めて、やはり言わなかったら中々進まないなと思って、ちょっと再質問の中で、えー論点、展開したいと思います。

あの一先ほど、ちょっとありました、確かに高齢あんしん課と繋いでという部分。あの一今ギリギリのところは、町長の答弁ではそこだろうと思います。それで、やはりどうしても高齢あんしん課の方見て再質問することになると思うんですが。

具体的に、もし、私の先ほど1問目で言ったような内容を、どこかが何かが、やろうかとなると、シャドウワークは別にしてですよ。あの一ケアマネさんが本当に飛んで歩いているのありますけど、それはもうね、とてもじゃないけど、ケアマネさんの仕事じゃないですよ、と思うんですが。ちょっと話ごめんなさいね。

それで、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、江差町の社会福祉協議会、いーの中で、えーと北海道の社会福祉協議会、道社協の委託事業でしょうか。あの正式名称、非常に難しい名前なんですけど、日常生活自立支援事業。よく日自、日自と担当者段階、町の担当者は言っている日自。日常生活支援じり、自立支援事業と言うのがあるんですけども。

ま、私も、まっ一般的には金銭管理、なかなか金銭管理出来ないねーって言う部分だとか、あと書類の扱いもゆるくないねーって言う場合、その、えー社協の日自、日常生活し、自立支援事業を、えー利用している方いらっしゃいます。

でここで、例えば今、この問題、引っ越しなどの業務。色々一連の部分も含めてですね、この一、今の社協の事業で、出来ないんでしょうか。どこまでやるとしたら出来るんでしょうか。ちょっとこれ一、なかなか、あの一社協の事業と言う事については、知られて無い部分が多いと思いますので、ちょっとこの点、お聞きしたいと思います。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えー小野寺議員の再質問。えーと一社協から町社協が委託を受けている日常生活自立支援事業において、支援出来る範囲についてのご質問でございました。

えーこの日常生活自立支援事業は、えっ社会福祉協議会の生活支援員がご自宅を訪問して、日常生活の、えー心配事や困り事の相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、えー日常生活費の管理サポートを行うものでございます。えっ支援を必要とする方の判断の、状況や判断能力。それから、えー日常生活上の課題などを確認した

上で、継続的に行う事業となっており、えー議員ご指摘の、えー引っ越しに関する手続き支援なども町社協において実際に行っている実績がございます。

また、継続的に行う支援でもありますので、入居後において安心して生活が出来るよう、見守り支援に繋げることが出来る事業でございます。

成年後見制度の入口となる事業であり、町と致しましても、社会福祉協議会と連携しながらサポートを必要とする方々に情報が届くよう周知して参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願い致します。

（「わがった」の声）

「小野寺議員」

議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの一、今のお話ですと、この日常生活自立支援事業、日自で、ま、やっている事例もありますと言う事でした。

ただ、私も実はですね、金銭管理とか、書類の関係で、その事業をやっている具体的にやっている方々、まあ受けている方、知ってる方も含めて、よく存じ上げてるんですけれども、制度設計といいますか、費用負担といいますか、必ずしも、えー1から10まで、ゼーんぶ、で、出来るんでしょうかね。

あの一、えーと一、やはり場合によっては、先ほど、ちょっと私言いましたけれども、道営住宅のシルバーハウジングですと、どうしても、えー道の指定管理者との関係だとか、結構細かいところヨーイドンの時から、ま、あると思うんですけれども。まあ、そういう点で、えー必ずしも日自で、日常生活支援、自立支援事業で、まあ出来ない部分だと、私きつとあると思うんですが、そういう場合は、やはり、高齢あんしん課が総合的な窓口にと言いますか、えーそういうことをしっかりと担わないと、引っ越しする人が、なんぼも、もう三つも四つも五つも窓口があって、その中の一つが日自になるかもしれない。えー大変なことも、えー実際にありますのでね。そういう点では、日自も含めてですけれども、全体的に。

（「議長、要望でしょうよ」の声）

（小野寺議員）

仕事の、引っ越しなど、の、必要性を。

（「質問でないよ」の声）

(議長)

打越さん、いいですから。今、小野寺議員、再質。

(議長)

打越議員、今質問してるんですよ。質問ですから、私の言うこと聞いてください。お願いします。質問ですから。

はい、小野寺議員、どうぞどうぞ。

(「駄目だって」の声)

「小野寺議員」

ま、高齢あんしん課が一定程度総合的に、そういう部分を支援すると、まあそういうことも、私は必要だと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えー小野寺議員の再々質問。えーシルバーハウジングの入居に関しまして、高齢あんしん課が総合的に支援することもあるのではないかとというご質問だったと思います。

えっ特に、道営シルバーハウジングの手続きを進める際につきましては、え、苦慮される部分があるとの事でしたが、えー北海道が示しておりますシルバーハウジング管理方針の北海道道営住宅条例施行規則に基づき、提出される日常生活状況申立書の、えー記載が高齢の方であれば、苦慮される部分ではないかと思っています。

えっ町では、入居申し込み後に、えー、あっ、入居を、えー希望される際、もうき、申込書を受け取り、えー入居対象者の要件に、えっ合致するか否かについて、回答する流れとなっておりますが、えっ過去にも、高齢あんしん課窓口に記載への相談を受け付けた事例もございます。

えっその際には、実際の入居の、入居後のシステムについて詳しく説明をさせて頂き、ご自身に合わないと言う事を理由に取り下げられた方や、そのまま入居にか、なった方もいらっしゃいました。

えっ現段階では、総合的に支援すると断言は出来ませんが、えー入居手続きの際に苦慮される部分が有る場合は、えー担当部署とも連携を図り、丁寧な説明をお互いに出来るよう共有して参りたいと思いますので、ご理解のほどお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はいあの一、是非、今の点も含めて、えー色んな改善よろしくお聞きたいと思います。

ちょっと時間の関係上3番目に、えー移ります。えーっと3番目、精神障がいについてであります。

あの一先ほどもちよつと言いましたが、私、障、いわゆる障がいの問題についても、この間、何回か取り上げて来ました。今回、その障がいの中の、まあ一つと言いますか、一つの分野と言いますか、えー精神障がいについて、えー、まっ最近、私、取り上げたことがありますので、えーちよつと取り上げたいなと思います。

えー二つありますが、まず一つ。あの先ほど、ちよつと言いました、えっと障がい者の問題については、江差町障がい福祉プラン、まっ、と言うのがあります。えーこの中に、その精神障がいについてね、あまり書いてること少ないんですよ。で、一番、一番重要なことが、このカギカッコの事なんですけれども、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むと、こういうふうになっているんです。

ただ、私どうもね、これピンとこないんですよ。えー、その精神障がいの方と本当にもう何人の方と色々こう接しておりますが、じゃあ具体的に、ど、どうなってんのかなということで、改めてまず基本的なことで、えーちよつとお聞きしたいと言うのが①。

で、②。ちよつと具体的な問題で恐縮なんですけれども、函館の精神病院から退院した患者さん。それで、特にその時点で、帰ったあと、介護も、特に、う、受けてない。障がいの、まっサービスも受けていないと言う方。ま、そう言う方が、ま、いらっしゃいました。ま、ほかにもきつといらっしゃるでしょう。で、その場合、退院した場合の、あのフォローと言いますか、まっどのような対応なのか、このことについて、まあお聞き一、その答弁によってはちよつと再質問したいと思っております。お願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目、精神障がいについてのご質問にお答え致します。

1点目、江差町障がい福祉プランにおける障、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取り組みにつきましては、本人の希望が前提となりますが、医療機関から支援が必要な方の連絡があった場合は、生活全般の不安解消に向け、関係者による個別ケース会議を開催しながら、必要な支援を行っているほか、自立支援医療受給者証の新規交付や更新の際は、担当職員より現状や困り事など、えー聞き取り、聞き取りし、支援が必要な場合は、医療機関や関係機関と情報共有を図って対応を図り、対応を行

っております。

2点目、函館の精神科病院から退院した患者で、特に介護、障がいの公的サービスを受けていない方に対する具体的な対応につきましては、1点目でご答弁を致しましたが、本人の希望を踏まえ、医療機関から退院や支援の必要などの連絡がない、ない場合や、退院後本人から困り事など相談がない場合は、具体的な把握や対応が難しい状況でございます。

現状では、年に1回の受給者証更新期の相談や本人・ご家族から連絡があった際は、相談内容に基づき、健康推進課や高齢あんしん課などの関係機関、また保健所・医療機関そ、えー相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、対応を行っているところでございます。

えーいずれに致しましても、精神障がい者に限らず、障がいを持っている方を含め、住み慣れた、あー地域で、安心した生活の実現に向け、向けては、生活全般の不安解消の取り組みが重要であるとの認識のもと、あっこの間の議会でも、えー議員からのご質問に対しご答弁しておりますが、障がい者、あー障がい者やご家族の方、また町内会や民生委員に対し分かりやすい福祉サービス制度のす、周知を図り、気軽に役場へ連絡相談できる体制を整え、必要な支援や福祉サービスの利用に繋げるなど、地域全体で支える仕組みの構築に努めて行きたいと考えておりますので、ご理解願います。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの一、前回、も、一般質問で取り上げたんですけれども、町長の、ま、えー政治姿勢と言いますか、不幸ゼロの町を作る。まあ目指す。えっ色々、個別の町単独の事業も、えー作ってきました。

また、江差町の、えー国等の制度の中で、介護ももちろんですが、障がい、まっ色々な制度設計ありますが、私この間言ってきたのは、その制度設計、それが届いてこそ、必要な方に届いてこそ、本当にそのサービスが実現される。

えー先ほども、ちょっと答弁中にありました。えーっと、本人の希望が前提となりますがとかですね。私、同じ言葉を使います。町のサービスでは駄目ではないかと言う事を改めて、ちょっと言いたいんですよ。

自分自身で積極的に役場に相談する。それは、えー、ま、介護だとかですね、ま、そういう方は、まあいらっしゃるでしょうし、ましてや身内いるとか、えー頼れる方がいらっしゃるでしょうけれども。一人暮らしで、えーほとんど、えー人との付き合いもない、などの方は、なかなか自ら、えー自分のことについて積極的に支援を訴えるという事が出来ないという方もいらっしゃいます。

で、私、そういう方の、方のことについて、まっこの間、まっ何回か、まあ取り上げてきたんですけれども、今回改めて、えーそういう、まあ、ちょっと実、実例て言って恐縮なんですけれども、まあそういう場に遭遇したので、えー町の考え方をしっかりと聞き

したいと思うんですが。

個々の、個々の担当者の問題ではなくて、やはりこれは江差町と言いますか、担当課と
いますか。えーシステムとして、しっかり何らかの形で、例えば退院が本人から連絡が
なくても、何らかな情報で確認できたら、まずそこを訪問する。

特に精神の方で一定程度、状態が重くて入院した方。えー多少良くなって退院したとし
てもやはり、色々心配な面があります。で、ましてや単身の方、普段もう、ほとんど外に
出ないと言う方については、本人から連絡なくても、そういう情報がもし入るのであれば、
まず、まず訪問する。そういう体制を町として、担当課として、もうしっかりね、確認す
る必要あると思うんです。

私、是非、それは、これは町民福祉課でしょうか。場合によっては健康推進課でしょ
うか。んん、場合によっては高齢あんしん課も出てくるかもしれません。

えー全て、えー高齢・障がい問題も含めて、その一町ではない、よく国ではアウトリー
チという言葉を使います。是非、そういう事を、私は位置づける必要があると思うんです。

で、改めてどうでしょうか。その点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えー小野寺議員の再質問に、お答えをさせていただきます。

えーまあ、精神障がいの方に対して、えーまあ町ではなくて、えー訪問支援が必要では
ないかというような趣旨のご質問だったというふうに思っております。

えー先ほどあの、町長の方から答弁がありましたがー、ま、あの医療機関から、えー長
期間1年以上入院されてる方っていうのは、その退院時に一、えー色々あの病院の方と
ですね、えー相談しながら、えー町の方にも連絡が有るという部分はございますが、なか
なかあのー、短期間の入院といった部分ではですね、なかなかあのー、町の方に連絡が来
ないという部分で、なかなかその把握することは難しいというふうに思っております。

ただ一方でですね、あのー医療機関に限らず、例えば町内会であったり、ご近所の方か
らですね、えーその方の、まあ症状を含めてですね、えーちょっと心配事などがあればで
すね、えーご連絡頂いて訪問に繋がっているケースもございますので、えーそういった場
合につきましてはですね、えー、わ、我々町民福祉課に限らず、その対象者によっては保
け、健康推進課、また、あの高齢あんしん課などもですね、えー含めて一緒に訪問支援に
繋げて行きたいというふうに思っております。

えーいずれに致しましても、あのー、まずは、あのー役場だけ、その医療機関というこ
とだけじゃなくてですね、あのー、この間あのー、先ほど町長から答弁がありましたよう
に、えー色々な福祉サービス制度がありますが、非常に分かりづらい面もございます。

えーまずはあの、町内会であったり、えー民生委員の方、またあのーご家族の方などに

ですね、福祉サービスの、えー制度内容をちょっとあの噛み砕いで周知しながらですね、まずは気軽に、えーまずは役場の方に連絡をして頂ければ、一番、あのー良いんですが、なかなか先ほど議員言われたようにですね、えーご本人の症状によっては連絡出来ない方もいると思いますので、そう言った場合につきましては、あのー先ほど、えー町内会や、えー民生委員の方などからですね、連絡を頂いたり、えー各医療機関であったりですね、またあの、チーム見守り江差などのですね、色々な団体と情報共有を図りながら、えー必要な訪問などを含めた支援に繋げて行きたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの最後の話、課長、是非それ、よろしくお願いします。

あのー色々な機会、まあ町内会でも、まあ老人クラブでも、いいかもしれません。何らかの機会、あのーなかなか、個人情報に繋がるようなことを全体で話すということは、まず難しいでしょう。ですから基本的な枠組みだけでも、そう言う事を何らかな形で、えー力を借りる。あの民生委員協議会でもいいかもしれません。そういう力を借りると言う事を制度的にやって行く、是非それをやって頂きたい。

えー最後はまあ、ちょっと要望になっちゃいますけれども、是非よろしくお願いします、私の質問を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は、全て終了致しました。

これで一般質問を終結いた、致します。

2時45分まで休憩致します。

休憩 14 : 32